

国民健康保険からのお知らせ

固定資産税に関するお知らせ 家屋の新增築、取壊し、所有権移転について

特例が適用されている土地については、建て替えなどをしない限り改めて申告する必要はありません。

国民健康保険の届出について

国民健康保険に加入すると

きや、社会保険などへの加入により国保を脱退するときは、役場の窓口で届出を行ってください。

マイナ保険証をご利用中の

方も自動的に切り替わることはありませんので、必ず届出を行ってください。

※手続きに必要な書類など、詳しくは町HPをご覧ください。



町HP

【対象となる方】

離職の翌日から翌年度末までの期間において、次のいずれかに該当し、失業給付を受ける方

①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等による離職）

②雇用保険の特定理由離職者（雇い止め等による離職）

【手続きに必要なもの】

- ・国民健康保険の資格情報が分かる書類
- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

※詳しくは町HPをご覧ください。



町HP

新・増築の家屋調査にご協力ください

※固定資産税の賦課期日は毎年1月1日です。賦課期日までに手続きが行われない場合、引き続き課税されま

固定資産税の適正課税のため、新築または増築された住宅・物置・倉庫・畜舎などの家屋を対象に「家屋調査」を実施しています。家屋を新・増築された際は、下記までご連絡をお願いします。

なお、簡素な物置や車庫であっても、外気分断性・用途性・土地への定着性が備わっている場合は、家屋として課税されます。土地への定着性の判断については、東石による簡易な設置でも、家屋本体と東石が羽子板ボルトなどの金具で固定されていれば課税対象となります。簡易に設置できるプレハブ式の物置も課税対象です。

○所有権移転した場合

相続・売買・贈与などにより、未登記家屋の所有権を移転したときも、下記まで届け出をお願いします。

また、登記されている家屋の場合は、法務局で「所有権移転登記」の手続きを行ってください。

※賦課期日までに手続きが行われない場合、元の所有者に課税されますので、ご注意ください。

南部桧山清掃センターからのお知らせ

- 【問い合わせ先】
財務課資産税係
☎ 0137-62-2114
【問い合わせ先】
落部支所
財務課資産税係
☎ 0137-62-2114

【住宅用地の特例について】

住宅が建っている土地については、土地の固定資産税が1／6または1／3に軽減され、「住宅用地の特例」が適用されます。

この特例を受けるために施すため、5月13日(火)の正午から午後1時までの間、ごみの受け入れを停止します。大変ご迷惑をおかけしますが、検査中はごみの搬入をしないようご理解とご協力をお願いします。

○家屋を取壊した場合

未登記の家屋を取壊したときは、下記まで届け出をお願いします。

また、登記されている家屋の場合は、法務局で「滅失登記」を提出が必要です。なお、既に

【問い合わせ先】

南部桧山清掃センター
☎ 0139-53-6301

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方は、国民健康保険税の軽減措置を受けられる場合がありますので、役場窓口で申請を行ってください。